

平成 2 8 年度 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

報告書（案）

三重県健康福祉部障がい福祉課



## 目次

1 事業実施の背景	・・・ 1
(1) 三重県の現状	
医療的ケア児者の実数等	
医療的ケアが必要な障がい児者を支援している地域資源	
(2) 三重県における平成27年度までの主な取組み	
①小児在宅医療分野における主な取組	
障がい福祉分野における主な取組	
(3) 取り組むべき課題	
①多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備	
②医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保	
障害福祉サービス事業所等の受入体制整備	
2 事業による取組	・・・ 5
(1) 実施体制	
実施方法	
協議の場の設置	
スーパーバイザーの配置	
(2) 地域に対する支援	
医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくり	
地域資源等の調査	
相談支援専門員など医療的ケア児者とその家族の支援のコーディネーターのための研修	
3 今後の展開	・・・ 16
(1) 多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備	
(2) 医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保	
4 おわりに	・・・ 18
5 参考資料	・・・ 19
・「中勢及び鈴鹿・亀山圏域医療的ケア支援ネットワーク研修」事項書	
・「重症心身障がい支援者コーディネーター等育成研修」研修プログラム	



## 1 事業実施の背景

### (1) 三重県の現状

#### 医療的ケアが必要な障がい児者の実数等

女性の晩婚化、出産年齢の高齢化などに伴いハイリスク分娩が増加する一方、医療の高度化により救命率は改善しているため、医療的ケアを必要とする障がい児者（以下、「医療的ケア児者」という。）が増加している。

三重県においては、医療的ケア児者の実数等については正確に把握することが出来ていない状況ではあるが、医療的ケア児については、県による関係分野における調査や厚生労働省の研究成果から、200人程度と推計される。

ただし、平成27年11月における公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児については、92名であることがわかっている。

なお、平成28年度4月1日時点における重症心身障がい児者は840名であり、調査を開始した平成25年度から年々増加している。18歳未満が218人、18歳以上が622人である。

#### 医療的ケアを必要とする障がい児者を支援している地域資源

三重県における、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等の地域資源は次のとおりである。

医療型短期入所事業所	6事業所
障害児通所支援事業所 <sup>1</sup>	14事業所
日中一時支援事業所 <sup>1</sup>	30事業所
小児の在宅医療に対応できる医療機関数 <sup>2</sup>	20医療機関
小児の在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 <sup>2</sup>	41事業所

1 平成26年6月現在。三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターとの協働調査結果において、「保護者の付添いがないでも利用可能」と回答した事業所数。

2 平成28年8月現在。三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターの調査結果による。

医療的ケア児者の実数等が不明である中、医療的ケア児者を支援する地域資源の必要量

についても正確に把握出来ていないが、県内のどの市町においても必要なサービスを十分に受けることが出来ているとは言い難く、地域資源が不足している状況であると思われる。

## ( 2 ) 三重県における平成 2 7 年度までの取組

### ①小児在宅医療分野における取組み

三重県では、平成 2 3 年度から平成 2 5 年度には、三重大学医学部附属病院小児在宅医療支援部（現三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター）において、多職種による研究会の開催や現地学習などを通して、医療機関から在宅への移行時や、その後の在宅医療に関わる人材の育成等を行った。この取組みを通して得られた課題等を踏まえ、三重県保健医療計画（平成 2 5 ～ 2 9 年度）において、小児在宅医療を今後の取組のひとつとして掲げ、小児在宅医療に関わる支援者のネットワーク構築に取り組むこととした。

このような中、厚生労働省医政局が実施した小児等在宅医療連携拠点事業を平成 2 5、2 6 年度に受託した。当該事業では、県の北勢地域に属する 2 つの地域をモデル地域として選定し、主に、対象となる小児の把握、体制づくり、家族支援、教育・福祉との連携に取り組んだ。平成 2 7 年度以降も、当該事業の取組みを三重県全体に水平展開していくための取組を行っている。

### 障がい福祉分野における取組

小児等在宅医療連携拠点事業の実施結果を踏まえ、第 4 期障害者計画であるみえ障がい者共生社会づくりプラン（平成 2 7 ～ 2 9 年度）において、医療的ケア児者の地域生活支援のための体制強化について記載し、障がい福祉分野においても医療的ケア児者の支援に取り組むこととした。その取組のひとつとして、平成 2 7 年度に、三重県障害者自立支援協議会に医療的ケア課題検討部会を設置し、医療的ケア児者の地域生活における課題の整理と、それに対する具体的方策について協議を行った。

## ( 3 ) 取り組むべき課題

これまでの取組を通して、今後取り組むべき課題を次のとおり整理した。

多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

- ・医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくり

医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保

- ・看護師や介護士など医療的ケアを行う支援者のための研修
- ・相談支援専門員など支援全体のコーディネーターのための研修
- ・医療的ケアに関する啓発や理解促進

障害福祉サービス事業所等の受入体制整備

- ・看護師の配置などによる医療との連携体制の確保
- ・送迎サービスや通学支援など移動方法の確保
- ・医療的ケア児者の実数やニーズの把握

#### ①多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

医療的ケア児者の地域生活においては、医師や看護師などの医療分野、相談支援専門員や障害福祉サービス等の介護士などの福祉分野、保健師などの保健分野、学校の教員などの教育分野、市町村や児童相談所のケースワーカーなどの行政分野といった幅広い分野の関係機関が支援を行う必要がある。また、年齢によって、支援全体のコーディネーターが変わったり、支援者が変わったりすることもある。

そのため、医療的ケア児者への一貫した継続的な支援を行うためには、多職種の支援者が情報共有や意見交換を行うための顔の見える関係を構築することが必要である。

医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保

三重県においては、喀痰吸引等研修の受講者が減少傾向にあり、認定特定行為業務従事者が不足しているという指摘がある。また、喀痰吸引等研修を修了しても、実際には、特定行為を実施していない介護士も存在している。

看護師については、人口10万対就業看護師数の全国平均を下回るなど、看護師そのものが不足している。医療的ケアが出来る看護師は限られており、中でも小児に対応出来る看護師はさらに限られている。他都道府県の状況と比較しても、医療的ケアが出来る看護師を確保していく必要がある。

また、幅広い分野の関係機関が医療的ケア児者の支援を行うため、支援全体のコーディネーターが必要である。その役割を担うのは、相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師である場合が多いが、支援全体のコーディネートを行うためには、医療・福祉等の関係分野についての一定の知識が必要であることから、コーディネーターの育成を行っていく必要がある。なお、医療的ケア児者の実数は多くはないため、コーディネートのノウハウが蓄積されにくく、コーディネーターが十分な支援を行うことが難しい場合もある。そのため、例えば基幹相談支援事業所ごとにコーディネーターのスーパーバイズを行う者を配置するなどして、コーディネーターの支援が可能となる体制を整備することも必要である。

さらに、医療的ケア児者の支援者を増加させていくためには、医療的ケアそのものに関する知識や、医療的ケア児者の地域生活の実態について啓発し、理解促進を図っていく必要がある。

#### 障害福祉サービス事業所等の受入体制整備

医療的ケア児者の地域生活においては、様々な障害福祉サービス等を利用することが想定されるが、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等は少ない。通所支援サービスや移動支援サービスを医療的ケア児者に提供するにあたっては、看護師の配置などにより、医療との連携体制を確保することが必要である。この課題を解決するためには、前述した医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保を行うほか、例えば医療的ケア児者にサービスを提供したことを評価する仕組みの創設などにより、障害福祉サービス事業所等における運営上の問題を解決する必要がある。

また、重症心身障がい児者には該当しない医療的ケア児者の支援制度が存在しないことも、医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等が少ない理由のひとつであると考えられる。

通学支援については、三重県においては、地域生活支援事業における移動支援サービスが原則通学には利用出来ない市町がほとんどであることや、看護師の配置に係る公的な制度が存在しないため、解決方法を検討していく必要がある。

なお、医療的ケア児者を支援する障害福祉サービス事業所の必要量を把握するためには、



医療的ケア児者の実数やニーズを把握することが必要である。

## 2 事業による取組

### (1) 実施体制

#### 実施方法

医療的ケア児者を支援している障害福祉サービス事業所等が少ないことなどから、医療的ケア児者の支援は市町の域を超えて行われていると考えられる。そのため、前述した課題を解決していくためには、県が広域的な取組を行う必要があった。その取組のひとつとして、「平成28年度医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業」を実施し、当該事業の一部を「平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」の対象とした。三重県においては、地域によって医療的ケア児者をとりまく環境が大きく異なるため、医療的ケア児者の地域支援体制の構築にあたっての手法も様々であると考えられた。医療的ケア児者の支援の地域における拠点となる施設を中心とし、地域の（自立支援）協議会と連携したうえで、より地域支援の現場に根ざした継続可能な支援体制を構築するため、事業の実施にあたっては、企画提案コンペにより実施事業者を選定した。その結果、本事業を独立行政法人国立病院機構三重病院に委託することとなった。また、事業の実施地域については、三重県の障害保健福祉圏域を単位として、津圏域、鈴鹿亀山圏域、伊賀圏域と設定した。

#### 協議の場の設置

本事業を実施するにあたって、「医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業委員会」（以下、「事業委員会」と言う。）を設置し、事業実施に関する助言等を得ることとした。また、医療的ケア課題検討部会と同時開催し、本事業の三重県全体への水平展開については、医療的ケア課題検討部会で協議した。

事業委員会及び医療的ケア課題検討部会の委員及び開催状況は次のとおりである。

< 委員 >

所属機関	職名、職種
当事者・当事者家族	特別支援学校小学部児童保護者
大学病院	小児科医師
基幹病院	医療ソーシャルワーカー
医療型短期入所事業所	医療ソーシャルワーカー
訪問看護ステーション	管理者（看護師）
障害福祉サービス等事業所	法人代表
障害福祉サービス等事業所	管理者
市町村	保健師
特別支援学校	進路指導担当教諭

< 開催状況 >

	日程	議題
第1回	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗、実施内容等について</li> <li>・新事業の全県展開について</li> <li>・支援者の人材育成、医療的ケアの支援の普及・理解促進について</li> </ul>
第2回	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗状況等について</li> <li>・新事業の全県展開について</li> <li>・短期入所について</li> <li>・移動支援、通学支援について</li> </ul>

スーパーバイザーの配置

地域支援体制の構築を間接的に支援するため、スーパーバイザーを次のとおり三重病院に配置した。

配置人数	1名（常勤兼務）
職種	医療ソーシャルワーカー
医療的ケア児者の支援年数	18年
所有資格	認定社会福祉士（医療分野）、精神保健福祉士、サービス管理責任者

認定社会福祉士（医療分野）の資格を持ち、医療ソーシャルワーカーとして医療機関で医療的ケア児者の支援に携わった経験から、医療と福祉の橋渡しに非常に適した人材であった。

スーパーバイザーの取組みとして、医療的ケア児者の支援を行う相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、障害福祉サービス事業所と連携し、医療と福祉の両方の観点から、その支援に協力することとした。

## （２）地域に対する支援

### ①医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくり

#### ア 地域（自立支援）協議会への働きかけ

多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備にあたって、地域支援の現場に根ざした継続可能な支援体制を構築するためには、地域（自立支援）協議会との連携が必要不可欠であると考えた。前述した事業実施地域のうち、津圏域においてのみではあるが、地域（自立支援）協議会である津市地域自立支援協議会の事務局である津市障がい者相談支援センター（津市障害者相談支援事業所）と津市に事業の趣旨を説明したところ、事業の実施にあたっての協力を得られることとなった。

また、障がいのある方の地域生活における課題全般を検討するくらしワーキンググループと、相談支援事業所の資質向上を目的に、課題の検討や情報共有を行う相談支援ワーキンググループにスーパーバイザーが参加することとなり、地域（自立支援）協議会と地域の医療機関との連携体制を構築することが出来た。

## イ 事例検討会及び意見交換会の実施

医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりのための具体的な取組として、事例検討会を行った。対象地域の関係機関に声を掛け参加者を募ったところ、参加者は以下のとおりであった。

所属機関	参加者数
訪問看護ステーション	11名
病院	25名
特定相談支援事業所等	18名
障害福祉サービス事業所等	4名
学校	5名
行政	8名
その他	2名
合計	73名

事業実施地域で生活する医療的ケア児を医療と福祉が連携しながら支援を行っている事例について、三重病院から1ケース、津市障がい者相談支援センターから1ケース紹介し、この2つのケースにおいて、どのような関係機関と連携しながら、どのような支援を行っていくことが出来るかということについて、参加者を多職種が混合したいくつかのグループに分け、それぞれのグループで検討を行った。

参加者のアンケートによると、事例検討会を継続して開催し、成功例の紹介や事例の募集をしてほしいという声や、多職種による意見交換を通して学ぶことが多く有意義であったという声が多く、効果的な手法であったのではないかとと思われる。

<会議の様子>



ウ スーパーバイザーの活動

医療的ケア児の保護者から、市障害者相談支援事業所に相談があったことがきっかけで、新たに医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所の開発に取り組んだ。

具体的には、保護者が利用したい障害児通所支援事業所の現状では医療的ケア児の受け入れが困難であったことから、当該障害児通所支援事業所の訪問等を行い、課題の整理やその解決に向けた協力を行った。

地域資源等の調査

ア 調査の概要

医療的ケア児者を支援している地域資源等の実態を把握するとともに、多職種の顔の見える関係づくり等に活用するため、以下のとおり調査を行った。

調査対象施設	障害福祉サービス事業所(一部サービスを除く)、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所
調査期間	平成29年2月 (平成29年2月1日時点について調査)

調査方法	調査票の郵送
回収率	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児者の利用の有無</li> <li>・ 医療的ケア児者の支援を行っている場合、当該医療的ケア児者の年齢、医療的ケアの内容、利用サービス</li> <li>・ 医療的ケア児者の支援が困難な場合、その理由</li> <li>・ サービス等利用計画等を作成するうえでの課題等</li> <li>・ 希望する研修会の内容</li> </ul>

## イ 調査の結果

### <医療的ケア児者の利用の有無>

	全体	回答数	割合
いる			
いない			

### <医療的ケア児者の年齢>

	全体	回答数	割合
就学前 (0～6歳)			
就学児 (6～18歳)			
成人 (18歳～64歳未満)			
成人 (65歳以上)			

< 医療的ケアの内容 >

	全体	回答数	割合
人工呼吸器の管理			
気管切開部の処置			
鼻咽頭エアウェイの使用			
O <sub>2</sub> 吸入又はS p O <sub>2</sub> の測定及び管理			
気管切開からの痰の吸引			
口腔、鼻腔からの痰の吸引			
ネブライザーの使用			
摘便			
浣腸の使用			
継続する透析(人工透析)			
継続する透析(腹膜透析)			
人工肛門の管理			
発作時の坐薬投与			
経管栄養（経鼻）			
経管栄養（胃瘻）			
経管栄養（腸瘻）			
I V H（中心静脈栄養）の使用			
導尿			
その他			

< 利用しているサービス >

	全体	回答数	割合
居宅介護			

重度訪問介護			
短期入所（宿泊）			
短期入所（日帰り）			
療養介護			
生活介護			
障害者入所支援			
共同生活援助			
児童発達支援			
児童発達支援センター			
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援			
障害児入所支援（福祉型）			
障害児入所支援（医療型）			
日中一時支援			
移動支援			
訪問入浴			

<支援が困難な理由>

	全体	回答数	割合
利用の希望や相談がない			
看護師の確保が難しい			
医師・医療機関との連携が 難しい			
医療的ケア中の事故等のリ スクが大きい			
福祉制度の課題（報酬不足 など運営に関する課題）			



職員の研修等の費用の捻出、人員の確保が難しい			
受け入れのための職員に必要な研修を受講する機会がない			
設備の不足			
夜間体制（主に職員）の問題			
送迎の問題			
その他			

< 希望する研修会の内容 >

	全体	回答数	割合
医療的ケアの基礎知識			
医療制度について			
リハビリについて(姿勢・摂食等)			
発達・療育活動（遊び）について			
重症児者施設等医療的ケアを行う福祉施設の見学			
当事者からの話（親の体験談）			
その他			

相談支援専門員など支援全体のコーディネーターのための研修

相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師などコーディネーターとしての役割を担うと考えられる職種の資質向上を目的とし、以下のとおり研修会を開催した。

研修プログラムの策定や資料の作成にあたっては、平成27年度厚生労働科学研究において開発・作成された重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキストを活用した。

また、異なる職種間で専門的な意見交換を行いながらサービス等利用計画の作成を行うグループワークや、医療的ケア児者を支援する施設において実際の支援の見学を行うことで、医療的ケア児者を支援したことがない方も、実際の支援のイメージを持てるよう工夫した。

<研修プログラム>

内容	講師等
<p>総論</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援の目的</li> <li>2. コーディネーターのあり方</li> <li>3. 家族を理解するための視点</li> <li>4. 多職種との連携・ネットワーク作り</li> </ol>	医療ソーシャルワーカー
<p>医療</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がいのある子どもの成長と発達の特徴</li> <li>2. 疾患の特徴（生理含む）</li> <li>3. 日常生活における支援</li> <li>4. 急変・緊急時の対応、突然死</li> </ol>	小児科医、看護師（重心病棟）
<p>福祉制度・福祉資源</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援の基本的枠組み</li> <li>2. 制度</li> <li>3. 児童虐待</li> </ol>	市障害者相談支援事業所長
<p>訪問看護</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問看護のしくみ</li> <li>2. 重症心身障がい児（者）の家族看護</li> <li>3. 当事者の思い、ニーズ</li> </ol>	訪問看護師

ライフステージにおける支援 1. 支援の要点 2. 遊び、子どもらしさ、保育、療育など	看護師（退院調整）
演習・事例検討（サービス等利用計画の作成）	相談支援専門員
施設見学	N I C U、訪問看護ステーション、 生活介護事業所

< 参加者 >

相談支援専門員	9名
医療ソーシャルワーカー	2名
看護師	5名
合計	16名

< 講義の様子 >



### <施設見学の様子>



## 3 今後の展開

### (1) 多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

本事業において、医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりに向け、その契機とするため事例検討会を開催したところではあるが、今後、サービス等利用計画作成時や退院時カンファレンスなどの実際の支援の機会を通じ、多職種が連携した支援を繰り返すことではじめて、強固な連携体制が構築されていくものであると考える。

三重県としては、次年度も、医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりのきっかけ作りを行うとともに、多職種が連携して支援することの重要性について啓発することで、多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備を推進していく予定である。

しかしながら、関係機関が集まる事例検討会を継続させていくべきであるという声もある。事例検討会は、医療的ケア児者とその家族の地域生活の実態やその課題について関係機関で共有し、課題の解決方法を検討することが出来るほか、課題を完全に解決することが難しいことが多いが、自分に出来る精一杯の支援をしようという気持ちを起こさせ、支援者のモチベーションを高めると同時に、新たな支援者の開発に繋がる機会とも捉えることが出来る。医療的ケアに関する啓発や理解促進という観点においては、三重県としてそ

のための取組みを行っていかねばならないところではあるが、事例検討会の趣旨である、それぞれの医療的ケア児者を支援するための取組は、本来市町村が取り組むべきものである。

また、多職種の連携による支援の中で行政が果たすべき役割として、医療的ケア児者の直接の支援者の努力のみでは解決出来ない課題について、それらを適切に把握し、その解決方法を検討していくことが求められている。三重県では、次年度も医療的ケア課題検討部会を開催し、医療的ケア児者の地域生活における課題の整理と、それに対する具体的な方策について協議を行い、施策に反映出来るよう努めていく。

## (2) 医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保

本事業において、相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師などコーディネーターとしての役割を担うと考えられる職種の資質向上のための研修会を開催し、医療・福祉等の関係分野についての一定の知識を得られる機会を設けた。三重県相談支援専門員従事者初任者研修においては、医療的ケア児者の支援に関する講義を新たに追加し、相談支援専門員に対する医療的ケアの啓発や理解促進を行った。しかし、習得した知識を活用し、実際の支援に結び付けていくためには、多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備を構築する必要があり、これらの取組みを同時に推進していく必要がある。

また、相談支援専門員については、医療的ケア児者の支援全体のコーディネートを通して、医療的ケア児者の地域生活における課題を抽出し、地域（自立支援）協議会に伝えていくことや、新たな地域資源を開発することなど、医療的ケア児者の地域支援体制を構築する中で特に重要な役割を担っている。

三重県としては、次年度も、相談支援専門員に重点を置きながら、コーディネーターの資質向上のための研修会を開催する予定である。

なお、医療的ケア児者の実数が多いことから、全ての相談支援専門員等が医療的ケア児者の支援全体のコーディネートを行える必要はないため、医療的ケア児者を支援している地域資源の把握を行い、医療的ケア児者を支援している相談支援専門員等に絞って、人材育成を行うことも有効であると考えられる。

#### 4 おわりに

平成28年6月3日に児童福祉法が改正され、第56条の6第2項により、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する関係分野の連携の一層の推進を図るよう努めることとされた。医療的ケア児者の地域生活における課題は山積しているが、関係分野が連携してその解決にあたらなければならないものは非常に多い。三重県では、小児等在宅医療連携拠点事業を契機として、県庁内の関係各課等が集まり情報共有等を行う場として、小児在宅ワーキンググループを開催している。今後も、関係分野の連携を密にしたうえで、医療的ケア児者の地域支援体制の構築に向け、努力していきたい。

また、児童福祉法第56条の6第2項の規定のほか、前述のとおり、それぞれの医療的ケア児者を支援するための取組みは市町村が行っていくべきものであるため、県内市町にも、医療的ケア児者の地域支援体制の構築の推進をお願いしたい。

## 5 参考資料

2016/10/20

### 第1回 中勢及び鈴鹿・亀山圏域医療的ケア支援ネットワーク研修 次第

(あいさつ)

(事例紹介)・・・ 18:40～19:10

事例紹介

津市障がい者相談支援センター 相談支援員 辻 知佳子 様

事例紹介

国立病院機構三重病院 退院調整看護師長 仲野 里美

(グループワーク) 19:10～20:05

テーマ：「自分の地域に同じような事例があった場合、どのような支援を行いますか」

(全体討論会)・・・ 20:05～20:20

(アンケート、連絡事項) 20:20～

## 重症心身障がい支援者、コーディネーター等育成研修プログラム

<日 時>平成28年12月5日(月)8:30 ~ 6日(火)16:30

<場 所>5日(月)国立病院機構三重病院

6日(火)午前:指定施設(見学)、午後:国立病院機構三重病院

<目 的>

1. 重症心身障がい児支援に関する医療的ケアの福祉、多職種連携等について基礎的知識の習得を目指す。
2. 事例検討により、各職種、各施設からの専門的な意見交換を行なうことで、重症心身障がい児(者)等のためのサービス利用計画作成等の参考とする。

【1日目:平成28年12月5日(月)】

時間	内容	担当
8:30~8:45	受付	
8:45~9:00	オリエンテーション	教育研修係長:沢口
9:00~9:30	総論 1. 支援の目的 2. コーディネーターのあり方 3. 家族を理解するための視点 4. 多職種との連携・ネットワーク作り	M S W : 高村
9:30~10:30	医療 1. 障がいのある子どもの成長と発達の特徴 2. 疾患の特徴(生理含む)	小児科部長:村田
10:30~12:30	医療 1. 日常生活における支援 (重症心身障がい児(者)病棟見学含む) 2. 急変・緊急時の対応、突然死	5病棟職員、教育研修係長:沢口
12:30~13:30	休憩・昼食	
13:30~14:30	福祉制度・福祉資源 1. 支援の基本的枠組み 2. 制度 重症心身障がい児(者)の計画相談に必要な福祉制度・福祉資源、特にその地域特有の制度等 3. 児童虐待	津市障がい者相談支援センター水谷センター長様
14:30~15:30	1. 訪問看護のしくみ 2. 重症心身障がい児(者)の家族看護 3. 当事者の思い、ニーズ(本人・家族のQOLをどのようにとらえるか)	訪問看護ST(福寿草伊藤様)
15:30~16:30	ライフステージにおける支援 1. NICUからの移行や、学童期、成人期それぞれの支援の要点	退院調整看護師長:仲野
16:30~17:00	2. 遊び、子どもらしさ、保育、療育など	指導室:横山指導主任



【2日目：平成28年12月6日】

時間	内容	担当者
9:00～12:00	<p>1.NICU 見学 施設名：国立病院機構 三重中央医療センター 住所：津市久居明神町2158-5</p> <p>【目的】 NICUの施設や状況（課題や要望）を把握し、支援計画の作成に いかす。</p> <p>2.訪問看護ステーション見学：県看護協会 ナーシングヒル・なでしこ 住所：津市森町字上山田2019-7</p> <p>【目的】 重症心身障がい児（者）の訪問看護の状況（課題や要望、家族の 思い等）を把握し、支援計画の作成や今後の連携の参考とする。</p> <p>3.介護事業所見学：聖マッテヤ会 生活介護事業所ひかり 住所：津市産品字中の谷732-1</p> <p>【目的】 重症心身障がい児（者）の支援の状況（課題や要望等）を把握し、 支援計画の作成や今後の連携の参考とする。</p> <p>* 各施設1時間程度の見学とし、3施設の中から2施設見学</p>	
14:00～16:00	<p>事例検討会 実際のアセスメント用紙・支援計画について意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント用紙説明（45分）</li> <li>・支援計画について意見交換（45分）</li> <li>・グループ発表（15分）</li> </ul>	アドバイザー：津市障がい者相談支援センター増田様
16:00～16:30	修了式（修了証発行）	